

第6回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成17年7月1日(金)14:30～16:00

場 所 ホテルニューイタヤ南館3階「蓬莱の間」

出席者

< 委員 >

藤本委員長、亀田副委員長

荒井委員、新江委員、伊藤委員、宇野委員、大串委員、小川委員、金井委員、
菊池委員、小関委員、小高委員、佐藤委員、鈴木委員、高田委員、谷口委員、
千葉委員、中川委員、中村委員、野口委員、野田委員、久恒委員、船曳委員、
前田委員、増山委員、峰岸委員、三森委員、八木澤委員(欠席5名)

< オブザーバー >

胡桃沢オブザーバー、吉田オブザーバー代理、高島オブザーバー(高橋委員代理)

< 県 >

須藤副知事、麻生出納長、小林商工労働観光部長、鈴木副出納長兼出納局長、
大柿商工労働観光部次長兼産業政策課長、野口商工労働観光部次長、
中山出納局次長兼管理課長、菅沼商工労働観光部参事、高野経営支援課長、
高野観光交流課長、繪面出納局会計課長

会議内容

1 開 会

委員及びオブザーバーに変更があったため、新委員及び新オブザーバーの自己紹介を行った。

- ・ 新委員：久恒委員、増山委員
- ・ 新オブザーバー：胡桃沢オブザーバー

2 副知事あいさつ

昨年度は、藤本委員長をはじめ、委員の皆様方に多大な協力を得て、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について答申いただいた。特に、12月末から年度末の3月にかけては、極めてハードな日程にもかかわらず集中的かつ精力的に審議を重ねられたことについて、改めてお礼申し上げる。

お陰を持って、この答申に基づき、県議会や緊急経済活性化県民会議の意見も踏まえて県の要望を取りまとめ、去る5月10日及び13日に知事、県議会議長、県民会議の代表が県民の総意を代表して、小泉内閣総理大臣、伊藤金融担当大臣、谷垣財務大臣などに対する要望活動を行うことができた。

受け皿の選定は国の専管事項であるが、この時期に県が県議会、県民会議と一体となって、国に対して地元の声を伝えられたということは、大きな意義があったものと思っている。

本日は、去る5月25日に公表された足利銀行の17年3月期決算及び経営計画の進捗状況の説明が議題に上がっているが、足銀問題については、不良債権処理また受け皿の問題と、本年度は大変重要な時期である。

委員各位においては、昨年に引き続き、県内産業及び地域の活性化方策や地域金融の再生等に関する御意見や御提言を賜るようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

【藤本委員長】

委員の皆様には、お忙しいところ貴重なお時間を割いてお集まりいただきお礼申し上げます。

また、昨年度は12月17日に知事から諮問を受けた「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」については、委員各位の格別なお力添えの結果、3月末に答申することができたことについて、委員長として、改めて御礼申し上げます。

本日の会議の議題は、去る5月25日に足利銀行の17年3月期の決算が公表されたことを受け、池田頭取から、決算の状況や経営に関する計画の進捗状況などの説明いただき意見交換を行いたいと考えている。

なお、足利銀行が退席後、引き続き足利銀行の決算の状況等について意見があれば皆さんでディスカッションしていただきたいと考えている。

その後、県が、去る5月10日及び13日に国へ要望した足利銀行の受け皿に関する要望の結果について報告していただき、最後に、今後の部会の検討事項及びスケジュール等について検討をお願いしたい。

以上、本日はこのような流れで会議を進めてよろしいか。

また、本日は公開として会議を進めてよろしいか。

(各委員から異議なしの意見)

【藤本委員長】

本日の会議は公開として進めていくこととする。

早速、議事に入らせていただくが、池田頭取ほか足利銀行の皆様に入室していただく。

(足利銀行池田頭取、野村取締役、掛川執行役、他2名が入室)

池田頭取はじめ、足利銀行の皆様には、ご多用のところ当委員会の求めに応じて出席いただきお礼申し上げます。

議事1の『足利銀行の17年3月期決算及び「経営に関する計画」の進捗状況』について、はじめに池田頭取から挨拶いただいた後、17年3月期決算の概要を掛川執行役から説明いただき、最後に意見交換を行うことといたしたい。

【池田頭取】

産業再生委員会の方々には、日ごろから当行に多くのご関心をいただき、感謝申し上げます。

当行は5月25日に3年計画の初年度の実績を公表し、報道されているところであるが、本日は、改めて掛川執行役から説明させていただくので、進捗状況についてご理解願いたい。

先般の報道機関への発表の席上では、経営計画の初年度として何とか関門を通り過ぎることができたということをお話した。しかし、まだまだ問題解決すべきこと、補強をしなければいけないことなど山積しているの、引き続き気を引き締めて緻密に、また具体的に経営運営をしていく所存である。

今後も相変わらずのご支援のほどお願い申し上げるとともに、御礼申し上げます。

【藤本委員長】

掛川執行役から決算の概要について、説明願いたい。

【掛川執行役】

お手元の資料No1に従い、説明させていただきます。

最初の1枚目が、平成17年3月期決算の概要ということで、収益の実績及び計画との対比が記載してある。

業務粗利益は計画対比101.4%の884億円、経費は計画対比99.0%の428億円である。

銀行の本業を示す営業利益ともいえる業務純益については計画対比103.8%の455億円である。経常利益は、計画対比102.0%の408億円である。最終の当期純利益は、計画の397億円に対し1,219億円、計画対比307.0%という数字になった。

経営指標をみると、不良債権比率(リスク管理債権比率)は、計画では12%台ということを目標にしてきたが、結果として12.5%という数字に落ちついた。

収益の実績の中身について説明させていただきます。17年3期実績の資金利益754億円及び役務取引等利益117億円のところの矢印を右に見ていただきたいが、業務粗利益の中心となる資金利益を右の表に記載してある。この表の中央が17年3月期実績の数字で、資金運用収益が798億円となり計画対比21億円のプラスとなった。資金調達費用(主に預金の利息)は43億円と計画よりも6億円オーバーした。この結果ネットとしての資金利益が754億円という数字になった。

この中身は、資金運用収益の中の貸出金の利息が719億円ということで、計画対比1億円ということで、ほぼとんとんという状況である。有価証券利息配当については52億円で計画対比プラス11億円で、結果として21億円プラスになった。

その下の表 個人預かり資産 をご覧願いたい。

預り資産関連役務の収支状況についてみると、左から、時系列で15年3月から17年3月末まで、半年ごとの数字が折れ線グラフとなっている。16年3月末は半年間で8億円であったものが、9月末には15億円、17年3月末には17億円と回復してきた。

中身については、棒グラフになっているが、内訳は投資信託、債券及び生命保険である。例えば債券(個人向け国債、県の債券、ミニ公募債など)についてみると残高は、387億円(15/3末)から1,016億円(17/3末)に増加した。

その下の表 不良債権処理関係損益の内訳 をご覧願いたい。不良債権処理については、17/3期実績で不良債権処理損失額127億円と、特別損益811億円の内訳が記載してある。

不良債権処理損失額127億円は、損益上マイナスに働く。償却債権取立益125億円、貸倒引当金取崩益537億円、子会社等整理損失引当金取崩益47億円が記載してあるが、

この三つについては損益上プラスに働いている。その結果として、ネットで合計 582 億円の不良債権処理損失額のプラス要因になっており、戻しが多かったということである。貸倒引当金取崩益537億円の中身を申し上げると、一般貸倒引当金が 522億円、個別貸倒引当金が15億円である。これは、主に要管理債権が減少したということが大きな原因になっているのと併せて引当率の低下という、二つの要因で戻しが 537億円出ている。

その右の表 不良債権減少の内訳 をみると、減少要因の合計が 4,094億円、増加要因が 760億円となって、ネットでマイナス 3,333億円と、この部分が不良債権の減少になっている。減少の要因は、表に記載されたとおり、金融支援・ランクアップ1,387億円、担保処分等による回収830億円、直接償却・部分直接償却1,079億円、と健全化の努力の成果によるものと考えられる。それから、減少要因の 4 番目に記載のある債権売却であるが、これが預金保険法第129条に基づく主に R C C への売却が 798億円で、合計で減少要因が 4,094億円になっている。

その下の表 リスク管理債権の推移 をご覧いただきたい。先ほどネットで不良債権が 3,333億円減少したと説明したが、そのことがこの表に記載してある。17年 3 月末の合計が 3,983億円、16年 3 月末対比でマイナス 3,333億円、これが、先ほどお話ししたネットの減少分である。結果として、リスク管理債権比率は8.12%減少して12.5%という結果になった。

リスク管理債権の推移 の右の表に、 公的機関を活用した企業再生支援の取組 の状況について記載してある。合計で35件あったが、その内訳として、産業再生機構 (I R C J) が11件、整理回収機構 (R C C) が 3 件、中小企業再生支援協議会が21件、合計35件である。その下に、法人融資先の債務者区分の上昇ということで、この 1 年間ランクアップはどのくらいあったかという数字である。これには、足利銀行の再生チームによる支援及び企業自体の自助努力も当然含まれているが、合計して、ランクアップ数で 1,424先、金額で 2,331億円となっている。この中には、ランクダウンの数字は入っていない。

その下の表 整理回収機構による不良債権の買取状況 では、16年 8 月、17年 3 月の二回にわたって行った R C C への不良債権の買取状況が記載してある。

以上が、損益の状況である。

2 枚目は、資産・負債の状況である。

この 1 年で B S (バランスシート : 貸借対照表) がどのように改善したかということで、真ん中に17年 3 月期実績、両わきに16年 3 月期の数字が記載してある。資産の部の合計をご覧いただきたいが、17年3月期が 3 兆 9,490億円、昨年度が 4 兆 873億円であったので、1,383億円の減少になっている。これは、主に貸出金の減少(3,619億円の減)と貸倒引当金(2,064億円増)によるところが主な要因である。

次に 貸出金の内訳 の表をご覧いただきたい。貸出金の内訳ということで、正常債権とリスク管理債権に分けて、16年 3 月末、16年 9 月末、17年 3 月末の推移が記載してある。左が正常債権で、右がリスク管理債権である。右のリスク管理債権については、順調に減少している。左の正常債権については、16年 3 月末から16年 9 月末では、残念ながら減少した。ただ、その後、16年 9 月から今年の 3 月末の半年間については増加に

転じており、本年度に入っても引き続き順調に増加している。

左の表 法人融資先数(正常先～要管理先) では、法人融資先数の推移が記載してある。一時国有化直後は、法人融資先が随分減少したが、昨年1年間は、これを何とか取り返そうということでいろいろ努力したところである。

推移を見ていくと、14年3月末は1万8,055先であったが、その後法人先数が減少し16年3月末は1万6,124先となった。そこから16年9月末には1万6,299先と若干の増加に転ずることができ、その後の半年間については、1万7,077先まで回復をしてきており、今期もほぼ順調に推移をしているが、その理由として昨年1年間においては、当行の内部で“靴底管理”と呼んでいるが、とにかく顧客とのコミュニケーションをとっていくことを徹底して行うことで、その結果として、顧客が戻ってきたとも考える。

その下の表は、住宅ローンの推移が記載してある。これは個人融資の核となる商品であり、14年3月末から17年3月までの数字が時系列に記載してある。折れ線グラフが半期増加額で、棒グラフが住宅ローン残高の推移である。

半期増加額をみると16年3月末は、191億円の増加であったが、その前が430億円増加していたことを考慮すると、増加額が大きく落ち込んでしまった。しかし、16年の夏ごろから増加額が伸び始め、17年9月末では263億円、17年3月末では478億円まで増えてきた。ちなみにこの半年間(16/9～17/3)の増加額は、当行においても最高の伸びとなっている数字である。住宅ローンについては、本年4月以降も順調に推移しており、6月末の速報では、12%を超えるまでに回復をしている。その理由として、去年の夏から、クイックレスポンスという形で、顧客に対してとにかく回答を早くするということ、また、業者に対する対策をかなり重点的に行った結果、去年の夏から現在まで順調に推移している。

以上が、融資の貸出金の状況である。

次に 有価証券の内訳 であるが、この1年間で1,000億円弱増加している。内訳では株式、国債、地方債、社債、その他に分かれているが、価格変動リスクの高い株式については1,417億円から1,027億円まで減少させた。国債については3,239億円が4,268億円に増加、合わせて地方債も増加をしている。この理由として、かなり資金繰りに余裕が出てきたため、より安全性の高いものに投資した結果である。

次に、バランスシートの右側の負債についてご覧いただきたい。

負債の上から2行目が個人預金である。個人預金については、残念ながら去年の3月末と比べ1,021億円の減少となっている。ただ、その内訳が、下の表(個人預金・個人預かり資産の残高)に記載しているが、預金ベースでいくと約1,000億円減っているが、現在は、個人預金と個人預り資産の合計で増率をとらえており、16年3月末で個人預金が3兆365億円、個人の預り資産が1,400億円、合計3兆1,766億円であった。それが17年3月末には合計で3兆1,931億円となり、16年3月末から比較するとプラス165億円増加した。この結果、15年3月期から16年3月期は、個人預金及び個人預り資産の合計で減少が続いていたが、17年3月末には、0.5%プラスに転じることができた。

次に、バランスシートの資本の部では、資本の部の合計金額がマイナス5,622億円、去年と比べ1,168億円債務超過額が減少している。これは、当期利益が大幅に出たため、債務超過が縮小したということである。

以上が、バランスシートの状況である。

3 枚目が、「経営に関する計画」に記載のある「ローコストオペレーション体制の確立」に向けた進捗状況である。

1 番目が「人員及び人件費の削減」の状況について記載してある。

行員数は、17年3月末実績で2,300名となり、計画対比200人の減少となった。計画では2,500名であるので、前倒しで計画を達成したことになる。その結果として、1人当たりの業務純益については、17年3月末で1,980万円となった。このことについては、急激に人員が減少した影響や時間外の対応なども考慮し、現在は、中途採用も実施して、新たに10名程度の採用を行った。

退職者については、若手行員の退職などで一時期は心配したが、現状は収まってきている。なお、行員数の減少は昨年1年間で328名であったが、このうち40歳未満の退職、いわゆる若手の退職は115名であった。これは全体の10%ぐらいに止まっている。また、残った行員がかなり頑張ったので、経営計画にも記載しているインセンティブスキームについては、今年度中に導入させたいと考えている。

2 番目が、「物件費の削減」である。

物件費削減については17年3月末実績202億円で、計画比マイナス7億円であった。

これは、店舗・チャネルの見直しや固定費の変動費化、購買コストの削減、遊休不動産の処分等に取り組んだ成果であると考えられる。

3 番目は「店舗機能の再構築」である。

(1) が、有人店舗チャネルの再構築ということで、有人店舗の推移をみると、17年3月末で有人店舗の数が155店舗で計画どおりの推移になっている。昨年度と比較すると、仙台など主に遠隔地にある店舗を閉店することで12店舗の減少となっている。ただ、出張所と支店の中間的なものとしてリテールセンターを展開しており、その数が、17年3月末では18店舗、5月末現在では、25店舗まで拡大してきている。この数は、最終的には50店舗を目標に設置する予定である。

(2) が「店舗外ATMの効率的な配置」で、ATMについては、顧客の利便性を考慮するとともに効率性との観点から検討させていただき、結果として、前年度末対比13カ所の減となり、225カ所になっている。

(3) が「ダイレクトチャネルの活用」ということで、店舗数の減少の対応として、インターネットバンキングやダイレクトチャネルを活用して顧客の利便性を補うように考えている。

4 番目は「本部組織のスリム化」ということで、本部人員については、極力減らして、人員を前線に配置することで、前年度末対比マイナス85名の254名となり、本部行員比率は全体の11%となった。これは最終的に10%目標にしているのので、なお一層の減少をさせることで取り組んでいる。

5 番目は「保有資産の処分」である。

(1) が、「動産・不動産の売却」ということで、寮、社宅、保養所については、ほぼ計画どおりに処分を実施し、前年度末対比11カ所の減少となっている。また、保養所を1カ所処分しており、合計12カ所減少させている。

(2) が、「保有株式(上場・店頭株式)の残高圧縮」である。

株式については最終的に 400億円の圧縮を目標に取り組んでおり、計画が 600億円に対し、500億円まで圧縮をしてきている。

6 番目は、「子会社・関連会社の抜本的見直し」である。

当行はピーク時に、関連会社が13社あったが、1年間かけていろいろ整理してきた。

表 整理方針の子会社・関連会社の状況 に、足銀リース以下6社が掲載しており、主に貸金業、ファイナンス関連の会社については全て清算することとしており、それぞれ6社については、ほぼ清算の目安がついている。

表 存続方針の子会社・関連会社の状況 では、あしぎん事務センター、あしぎんビジネスサポート及び足利信用保証とそれぞれ主に銀行の付随業務、銀行に関連する業務を行う会社であるため、今後も必要であるため存続させることとしている。また、4月に入り、AFG(あしぎん・フィナンシャル・グループ)からシステム会社についても買い取りを行っており、現状では、1行4社体制という形で進めさせており、ほぼ関連会社の整理についても目鼻がついたという状況である。

以上が、ローコストオペレーション体制の確立に向けての進捗状況である。

【藤本委員長】

ただいまの掛川執行役の説明に対し、意見、質疑等をお受けする。

【峰岸委員】

資料1 ページ目の、収益の実績については、非常によい数字(17年3月期)を残されたと思うが、その中の特別損益が811億円となっている。主なものは582億円の貸倒引当金関連の戻入であると思うが、そのほか残り230億円ほどあるがその内容は何か。

【池田頭取】

特別損益811億円に、不良債権処理損失額マイナス127億円を差し引き684億円となる。そこから代行返上102億円を引いた結果が、582億円という数字になる。

【峰岸委員】

了解した。

【増山委員】

資料の2ページの法人融資先数 についてであるが、これは、足利銀行の県内及び県外を合わせた数字だと思うが、県内の15年3月末、16年3月末、17年3月末の数字を教えていただきたい。

併せて、貸出金の内訳 では、16年3月末と17年3月末の正常債権、リスク管理債権が記載してあるが、県内の数字はどのくらいになるのか。

【池田頭取】

内訳の数字については、営業戦略上の問題もあるので概略のみ申し上げるが、半分強が県内ということでご理解いただきたい。法人融資先数、貸出金の内訳とも、ほぼ同じ

である。6割前後ということでお含みおきいただければと思う。

【三森委員】

不良債権処理の説明の中で、中小企業の再生支援のことが触れられていたが、中小企業再生支援協議会が支援した案件は21件であるとの説明があった。今後の話になるが、足利銀行は国有化されているので、中小企業を再生させるに当たって、例えば思い切った債権放棄をすとか、債務の株式化、あるいは劣後ローン化といったような手段をとろうとするときに、一点お墨つきというのか、なぜその企業を支援するのかという理由づけが必要になってくるのではないかなと思う。その際に、どうしても中小企業再生支援協議会の支援案件としてのお墨つきというようなものが必要になってくるのではないか。

17年3月末で中小企業再生支援協議会の企業再生支援の取組は21件となっているが、その支援の条件として、聞くところによると、営業利益でその企業が背負っている有利子負債を最大20年で償還できることが可能でないと支援を行わないというような一定の条件があるように聞いている。確かに、その定性的なところでも評価したいということであるが、まずもって定量的なところがないと、いわゆる二次対応として支援対象企業にならないのが現実なのではないかと考える。

そういうことになってくると、今後まだまだ不良債権を処理していく中で、中小企業再生支援協議会を通じて足利銀行が支援する先数が、かなり少ないと考えざるを得ない。ここが一つ大きなボトルネックになるのだろうと思う。

また、中小企業再生支援協議会を通さなくても足利銀行が単独で再生支援する場合は、今度やはり同じような手法を使うとすると、相対で県内の他の金融機関への影響、例えば債権放棄すれば、地元の信金、信組さんと一緒にどうするのかという問題が必ず浮上してくる。今後それらの対応をどのように考えているのか、簡単で結構なので、頭取からお聞かせいただきたい。

【池田頭取】

まず、中小企業再生支援協議会の支援スキームについては、二通りのパターンがあって、協議会が最初から再生計画を組み立ててもらおうという案件と、それから各銀行が取引先とともにそれぞれ私的整理のガイドラインに沿って計画をつくり、それを中小企業再生支援協議会で検証してもらおう方法があって、それを両方使い分けていく方法がある。

それで、なぜ中小企業再生支援協議会を使うかというと、もちろん我々単独で再生支援を行っているが、税務上の取扱いという問題がある。

これは中小企業再生支援協議会が策定を支援した債権計画に基づき債権放棄が行われた場合の取扱いについては税務上の債務免除益の問題が生じるため、法人税基本通達の9の4の1及び9の4の2で関係機関の協議が必要になる。仮にそれは債権放棄であろうが、金利減免であろうが、あるいはDDS(デット・デット・スワップ：金融機関が保有する貸出債権を一定の要件のもとで資本的劣後ローンへ転換すること)であろうが、そういうものについて関係者の多くの合意のもとに了解をとらなくてはいけないの

で、当行の比較的シェアが高いところは、中小企業再生支援協議会に通して再生を行っている。

それ以外のところは、若干時間はかかるが、私的整理のガイドラインに沿って、関係機関と協議をしながら、なおかつ税務上の問題もクリアをして支援するというケースもある。

その他、中小企業再生支援協議会を活用するかどうかという問題とは別に、民間の再生ファンドを活用することも幾つか行っている。したがって、いろいろなケース、いろいろな方法で企業再生を実施していこうと思っている。

先ほど20年(有利子負債の償却)と言われたが、20年というのは、それぞれの業種によっても違うし、私がここで何年が適正であるということは断言できない。要は数々の個別のケースによって違ってくると考えている。したがって、中小企業再生支援協議会は、いろいろな例を参考にして、そういった一定の基準を作成しているのではないかと考えている。

参考までに、当行も自己査定をするときには、決して何年というのを金科玉条のごとく守っているわけではなくて、例えば一般の業種はどのくらいの再生計画をたてれば、発射台としてスタートできるのか、また、この会社の良いところはプラスアルファとして、プレミアムがつくかもしれないと考え、そのプレミアムの確実性というのを読めば、もう少し長く再生計画を立ててもいいのではないかというような自己査定の仕方をしている。このことは、当行が自己査定の検証を会計士の先生方に検証していただく際にも、同様のことを言われている。

【三森委員】

大変丁寧に説明していただいたが、いずれにしても、今まで国有化になってきて3月期決算を迎えたときと、これ以降の企業再生については、特段に難しくなるのではないかと。要するに、先ほどボトルネックと言ったが、相当間口は細くなるだろうという認識を持ってよろしいのか。

【池田頭取】

これまでと違うところは、従来は貸出金額が大きいところを中心に再生を実施してきた。もちろん我々の計画数値というのも一方で頭にあるし、貸出金が大きい先の企業は、このままいくと利息も払えなくなってしまうということで、早く手をつけなければいけないといった理由がある。

これからの支援先が融資額の少ないところになると、三森委員の意見のとおり、件数が増えてくる。その意味で、ボトルネックということで、理解をしている。

【峰岸委員】

池田頭取の説明の中で税法上の話があったが、これは銀行だけの問題じゃなくて、ユーザー側の問題もあるのか。民間のサービスの利用とか、それは現在どのくらい利用されているのか分からないが、そういうのも視野の中に入っているのか。

【池田頭取】

既に、民間ベースでも実績がある。これからも、スピードや、中小企業再生支援協議会のキャパシティの問題もあるので、民間でも再生が十分可能な場合は、民間を使っていく予定である。

【峰岸委員】

了解した。

【藤本委員長】

ほかに御意見等がなければ、概ね予定した時間を経過したので、意見交換は終了する。池田頭取をはじめ、ご出席いただいた足利銀行の皆様には、改めて感謝申し上げます。

(足利銀行池田頭取、野村取締役、掛川執行役ほか 2 名退席)

【藤本委員長】

ただいま足利銀行から17年3月期決算等の報告があったが、本委員会の今後の活動との関連で、何かご意見、あるいはご提言等があればお伺いしたい。

【佐藤委員】

この場で質問してもいいのかわからないが、今の決算の概要の説明で、今までのRCCの再生の件数が少なく、今後、再生案件が増えると想定される中で、RCCが対応できるのかという心配が出てくると思うがその辺はどう考えているのか。

【藤本委員長】

このことは、足利銀行がいるとき質問いただければよかったかも知れないが、特にということであれば、質問という形で受け止めさせておいていただく。

【高島オブザーバー】

本日はオブザーバーの立場なので、回答が難しいが、再生の件数が少ないというのが心配だということなのか。

【佐藤委員】

17年3月期時点で、簿価で4,000億円近い金額を買い取っている。池田頭取の説明では、これから小口の件数も非常に増えてくるということであるが、現在までのRCC再生計画が3件というようなことを考えると、そこで再生案件が溜まってしまい、今後小口の件数が大量に出てきた場合果たしてそれだけの件数受け切れるのかなと、逆にそういったことが心配になってくる。

別にRCCに送られるだろうという想定のもとに言っている訳ではないが、現実の問題として果たしてそれだけ大量の案件が流れていったときにどういう処理を行っていくのか、少し心配だったのでわかる範囲で教えていただきたい。

【高島オブザーバー】

私も急遽オブザーバーとして参加させていただいたので、正確に説明できるかどうか分からないが、恐らくこの3件というのは16年8月と17年3月に債権譲渡でRCCに行ったこの債権からの件数ではないのではないかと思います。

多分、足利銀行は、破綻先と実質破綻先については、オフバランスを行っていると考えられるので、再生の中心というのは、恐らくそれよりもランクが上の債務者だと思われるので、その際に、産業再生機構や中小企業再生支援協議会が調整を兼ねて入っていた件数ではないか。当然、RCCに行った後も、案件によっては債務者と話し合いをして、再生可能であれば再生案件として出てくるものと思われるが、譲渡されてからまだ1年もたっていないと思われるため、これからではないかと考える。

【藤本委員長】

ただ今の説明でよろしいか。

【佐藤委員】

議論というより、参考までにお聞きしただけなので了解した。

【藤本委員長】

他にないようであれば、次の議題へ進めることとする。

議事2の足利銀行の受け皿に関する要望の結果報告について、県出納局の鈴木出納局長から説明願いたい。

【鈴木出納局長】

足利銀行の受け皿については、昨年度、当委員会から答申をいただき、その答申に基づき、栃木県緊急経済活性化県民会議及び県議会を含め、知事からも、国に対して受け皿に関する要望をいたしたところである。その結果についてご報告をさせていただく。

お手元に、資料No2の1、栃木県緊急経済活性化県民会議の「足利銀行の受け皿に関する要望書」について、2ページ目が要望書の中身となっている。前段については、省略し中ごろから朗読をさせていただく。

当県民会議では、今後想定される国の「足利銀行の受け皿」選定の本格化に向けて、次の事項について要望いたしますので、特段の御配慮をお願い申し上げます。

- 1 受け皿移行後の新銀行は、現在の足利銀行が有する地域の中核的金融機関としての機能を維持した、「真に県民のためになる銀行」とすること
- 2 受け皿の選定に当たっては、その選定過程に何らかの形で県を参画させることにより、県民の意向等が十分に反映されるようにすること
- 3 受け皿への移行については、県内経済の安定と中小企業の再生に十分配慮しつつ、預金保険法第120条の趣旨に基づき、できる限り早期に行うこと

以上、内閣総理大臣あてに対し、県民会議の会長である栃木県知事から要望した内容である。

次に、資料No2の2は、栃木県の足利銀行の受け皿に関する要望書で、3点について、

先ほどと同じように朗読をさせていただきます。

- 1 「受け皿」は、本県の地域経済に理解を持ち、本県産業・経済の再生・発展に果たすべき役割と責任の重大性を認識し、地域の中核的金融機関としての機能を担保することができるものであること
- 2 「受け皿」の選定過程においては、県民の意向等を十分反映できるよう県を参画させること
- 3 「受け皿」への移行は、本県の経済状況の動向や中小企業の実態等を十分に勘案しながら、預金保険法第 120条の趣旨に基づき、できる限り早期に行うこと

以上、内閣総理大臣に対し、栃木県知事から要望した内容である。

これらの要望について、知事、県議会の代表、県民会議の代表とともに、内閣官房長官、金融担当大臣、金融庁長官、財務大臣等に要望した。その結果として、金融担当大臣からは、現時点では具体的に受け皿について検討をする時期ではない、まだその時期については申し上げられないとのことである。ただ、地元の意見、さまざまなご意見があるので、それらを踏まえて、今後選定してまいりたいとの話があった。

県としては、県民の意向を伝える場が確保できたことに対して、要望活動が大きな成果であったと考えているところある。

【藤本委員長】

要望の内容については、既に、皆様ご承知おきださるうと思うが、受け皿については、大変関心のあるところださるうと思うので、何かご意見等があればお願いしたい。

(特に意見なし)

特に意見がない要なので、議事の3に進むこととしたい。

部会の検討事項及びスケジュール等の、の県内産業・地域活性化部会について、亀田部会長からご説明をお願いしたい。

【亀田県内産業・地域活性化部会長(副委員長)】

昨年度の県内産業・地域活性化部会は、11月8日及び2月1日の2回開催し、今後の部会の論点として、短期的に実施すべき施策を中心に、問題が一番顕著化している建設業や観光地の問題を中心に議論をしていくことになった。

資料No3をご覧ください。

この資料は、これまでの本委員会及び部会で各委員の皆様からお出しいただいた県内産業及び地域活性化方策についてのご意見をまとめたものである。

大きく分けて建設業と観光地、建設業、観光地の共通の問題でもある企業再生や過剰供給構造解消策などの意見を区分して記載してある。

建設業については、以前から委員会では意見が出されていたとおり、今後、公共事業の増加は見込めないため、総体的に供給過剰構造が続くものと思われる。

6月に国土交通省が公表した「平成17年度建設投資の見通し」の中でも、建設投資総計で、平成17年度の見通しは51兆 3,300億円と、対前年度 2.7%の減となっている。そ

のうち政府の投資額が19兆 3,000億円であり、対前年度比マイナス 8.4%ということになっている。

建設投資額は、平成 9 年度以降年々減少しており、平成 4 年度のピークのときに比べると、その約61%となっている。また、今後の見通しとしても、増加することがなかなか見込めない状況となっている。

そこで、今後の検討の方向として、合併や業態転換等の促進策、その他、技術力、経営力にすぐれた建設業者を育成するための取り組みなどについて、具体的な検討をお願いしたい。

一方、観光地の問題については、今まで意見のあった温泉地のブランド化などをはじめとして、地域再生計画やまちづくり交付金など、県や地域が取り組むべき方策について検討を進めてまいりたいと思う。

当面のスケジュールについては、8月中旬または下旬ぐらいに建設業をテーマに部会を開かせていただきたい。また10月には観光地をテーマに部会を開催したいと考えているので、御協力願いたい。

【藤本委員長】

ただいま亀田部会長から、今後の建設業及び観光地に関する論点と、日程について説明をいただいたが、ここで皆様のご意見等についてお伺いしたい。

(特に意見なし)

それでは、特に意見、異論等がないようなので、今後の県内産業・地域活性化部会の検討事項として、建設業については、合併あるいは業態転換やすぐれた建設業者を育成するためのさまざまな取り組みを中心に、観光地については、温泉地のブランド化をはじめとして、地域再生計画やまちづくり交付金の状況を交えて検討を進めていくことにしたい。

亀田部会長には部会設営等について、お手数をお掛けすることになるが、よろしくお願ひしたい。

次に、地域再生金融部会の今後の進め方についての意見をお伺いしたいが、先ほど申し上げたとおり須賀部会長が欠席なので、事務局から代わって説明願いたい。

【野口商工労働観光部次長】

須賀部会長との打ち合わせ結果をご報告させていただく。

資料No 4、「地域金融再生部会検討項目について」をご覧願いたい。

これは、昨年11月に開催した第 1 回目の地域金融再生部会において須賀部会長から提出され、委員皆さんの御承認をいただいた資料である。1の現状分析と課題については、既に1回目の部会で御検討いただいている。また、2の本県における地域金融機関のあり方については、足利銀行の受け皿のあり方についての検討の中で、十分議論いただいているところである。

したがって、今後については、3の本県に必要な金融施策の方向性を中心テーマとし

てご検討いただくこととし、(1)以下の小項目につきましては、部会運営の中でご意見をいただきながら適宜調整することとしたい。また、スケジュールとしては、当面、9月と11月にそれぞれ部会を開催したい。

【藤本委員長】

この検討項目については、私と須賀部会長、それから事務局で、あらかじめ打ち合わせをした内容で、ただ今の野口次長の説明のとおり、この地域金融再生部会については、本県に必要な金融施策の方向性を論点として議論を進めていくということであるので、委員各位の意見をお伺いしたい。

なお、昨年度は、地域金融再生部会において、足利銀行の望ましい受け皿のあり方について議論を重ねていただいたわけであるが、足利銀行の経営計画の進捗状況によっては、再度論点になるということも予想されるので、その場合については、再度議論をお願いするというところもあるかと思うが、その辺をお含みおき願いたい。

何かご意見、ご質問等があれば、よろしくお願ひしたい。

もし、今の野口次長の説明で異論がなければ、この地域金融再生部会においては、本県に必要な金融施策方向性をテーマに、セーフティネットの充実等について議論を進めていくということにいたしたいと思うが、よろしいか。

(各委員から異議なしの意見)

それでは、最後の議事、(4)その他について、特に何か意見があればお願ひしたい。

(特に意見なし)

特にないようなので、本日の議事を終了する。